

事 務 連 絡
平成 29 年 10 月 25 日

都 道 府 県
各 政 令 市 障害福祉担当部局 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律
に基づく居住支援との連携について

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）については、本日施行されたところである。

改正法においては、住宅セーフティネット機能を強化するため、一定の基準を満たす空き家等を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等の住宅の確保に特に配慮を要する者の入居を拒まない賃貸住宅）の登録制度に加え、住宅確保要配慮者の住宅相談や入居中の生活支援などの居住支援を行う住宅確保要配慮者居住支援法人の指定制度が創設された。

福祉行政が対象とする高齢者、障害者、生活困窮者等においても、住まいの確保に困難を伴う者が多く、居住支援の取組の強化が必要となっている。改正法に基づく制度を効果的に活用していくためにも、居住支援のニーズを日常の業務から把握し得る地方公共団体の福祉部局や、入居中の生活支援を行う福祉関係団体の役割が極めて重要となる。

このため、都道府県及び市区町村の障害福祉部局におかれては、以下のような取組を行うことにより、住宅部局と緊密に連携するとともに、改正法に基づく制度を十分に活用・推進されたい。

- (1) 地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、不動産関係団体、福祉関係団体等からなる居住支援協議会について、市区町村の協議会の設立や既に設立された居住支援協議会の活動の充実に向けて、積極的に参加すること
- (2) 地方公共団体の福祉部局において、住宅要配慮者を把握した場合など、新たな住宅セーフティネット制度について周知するとともに、その窓口である住宅部局に案内するなど、連携して制度の活用に努めること
- (3) 居住支援協議会等の場も活用し、福祉施策を通じて把握している居住支援のニーズを住宅部局との間で共有するとともに、住まいを必要とする者の情報を住宅部局に提供するなど、協力して住宅の確保に努めること
- (4) 地域の社会福祉法人や非営利活動法人等に対して居住支援法人への指定の申請や居住支援協議会への参画を働きかけるとともに、居住支援法人の指定事務が円滑に運ぶよう、指定を行う都道府県への推薦等に協力すること
- (5) 指定を受けた居住支援法人との積極的な連携を図ること